

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：スリランカ国北中部連珠型ため池灌漑開発事業準備調査

案件番号：19a00741

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年11月20日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年11月20日（水）

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国北中部連珠型ため池灌漑開発事業準備調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年1月～2020年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【調達部契約第一課 三義望：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年12月4日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月13日（金） 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 7部
見積書 正1部 写 1部
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年1月8日（水） 16時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109/110会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年1月15日（水）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を
通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契
約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示
を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂
ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込
みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情
報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人
との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウ
ェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさ
せていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めてい
ること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法
人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務
諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただき
ます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば

返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）は、2009年の内戦終結以降比較的堅調な経済成長を遂げているが、依然として総人口の4.1%が貧困ライン以下の生活を送っており、そのうちの92.0%にあたる約77万人が農村部またはエステート（大規模農園）に居住している（Department of Census and Statistics、2016年）。スリランカの農業セクターがGDPに占める割合は7.6%（世銀、2018年）、全就労人口の26%は農業に従事し（世銀、2018年）、その農地は国土面積の65.1%を占めている（FAO、2016年）。これらの割合は年々減少傾向にあるが、農業・農村開発は同国の均衡のとれた社会経済発展及び貧困削減、食糧安全保障に不可欠である。また、スリランカでは近年干ばつや洪水等の気候変動の影響に伴う災害が頻発している。2016年には干ばつ及びそれに続く洪水が発生した結果、農業生産が減少し、食糧の輸入が例年に比べ増加するなどマクロ経済に負の影響をもたらしており（IMF、2018年）、気候変動の観点からも対策が求められている。

スリランカの気候は地域によって多様だが、北中部州及び北部州はスリランカの農業生態区分で乾燥地域（年平均降水量1,200～1,900mm／年で、年間降雨のほとんどが10月～1月の雨期にもたらされる）に該当する。同地域では気候変動に伴う洪水や干ばつが頻発しており、スリランカ政府は、国内最大の流域面積を誇るマハヴェリ河の本流及び支流のダム開発と導水、伝統的なため池・灌漑ネットワークの修復により農業生産の安定化を図る「マハヴェリ開発計画」及び「マハヴェリ水保障投資プログラム」（Mahaweli Water Security Investment Program。以下「MWSIP」という。）を推進している。同地域では限られた水を有効活用するためにため池を連結させた「連珠型ため池灌漑システム」を古来より発達させており、同システムの改善が同計画において喫緊の課題となっている。同システムを構成するため池は同地域で1,200以上に上り、現在も農畜産業や生活用水として利用されているが、ため池堤体の老朽化や灌漑水路の未整備により農業活動は制約を受け、その結果同地域の社会経済水準は低い状況である。JICAが2016年から2018年まで支援した開発計画調査型技術協力「北中部乾燥地域における連珠型ため池灌漑開発計画プロジェクト」（以下「開発調査」という。）で同地域のため池群を調査した結果、老朽化による決壊のリスク、生産物を流通するためのインフラ設備の不備が確認されており、対策が求められている。

本事業は、スリランカ北中部州及び北部州を対象として連珠型ため池灌漑システム施設及び農道の新設・リハビリを実施し、同システム内での灌漑用水の有効活用、農地及び農道・灌漑施設の洪水被害防止、農道整備による受益地内外の農産物の輸送効率改善を図り、もって同国における気候変動に適応した農業開発の推進及び農業生産性向上に寄与するものであり、当国農業・灌漑セクターにおける重要事業に位置付けられる。

本調査は、スリランカ政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

北中部乾燥地域連珠型ため池灌漑開発事業

(2) 事業目的

本事業は、スリランカ北中部州及び北部州において連珠型ため池灌漑システム施設（ため池、灌漑水路及びリンク水路）及び農道の新設・リハビリを実施することにより、灌漑用水の効率的利用、農地及び施設の洪水被害防止、受益地内外の農産物の輸送効率改善を図り、もって同国における気候変動に適応した農業開発の推進及び農業生産性向上に寄与するもの。

(3) 事業概要

北中部州、北部州を対象として連珠型ため池灌漑システム施設及び農道の新設・リハビリを実施するもの。

(4) 対象地域

北中部州（アマラダプラ県）、北部州（ワウニア県）

(5) 監督官庁・実施機関

実施機関：マハウェリ開発環境省（Ministry of Mahaweli Development and Environment。以下「MMDE」という。）

※MMDEにより、灌漑局（Department of Irrigation。以下「DoI」という。）、及び各県の灌漑担当の出先機関である北中部州灌漑局（North Central Province Department of Irrigation。以下「PDI」という。）、北部州農業開発局（Department of Agrarian Development。以下「DAD」という。）との調整の下で本案件を実施する。

3. 業務の目的

本調査は、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、円借款事業候補案件「北中部連珠型ため池灌漑開発事業」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることになるので以下の点に留意すること。

- ①本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議

すること。

- ②将来的に円借款検討資料として扱われるという位置づけを踏まえ、調達予定機材等リスト、事業費積算根拠、運用・効果指標に関するデータを作成する際、同データが事業の実現可能性を検討する際に参照しやすいものとなるよう、十分な説明、客観性、合理性等を備えた見やすいものとする。
- ③本調査の実施がそのまま円借款供与を約束するものではないこと、審査の過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、スリランカ側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう十分配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、必要に応じて JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- ①調達・施工方法
- ②事業費
- ③事業実施機関の実施能力
- ④操業・運営／維持・管理体制
- ⑤運用・効果指標
- ⑥環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼する可能性がある。

(3) 適応可能な技術の確認・検討

適用する施工方法については、スリランカ政府のニーズ及び意向、並びに実施機関の維持管理能力等を十分に把握したうえで、適用可能なあらゆる技術の比較検討を行い、本事業へ適用すべき技術を提案する。適用可能な技術の詳細については随時 JICA から情報提供・作業依頼を行う可能性があり、かかる依頼を受けた場合には十分な対応を行うこと。

なお、2019年8月に機構が現地確認を実施した結果、ため池堤体上部にクラックが発生している箇所が確認された。本案件では円借款による事業を想定しており、先方政府にとって「効率的なインフラ投資」である必要がある。そのため、本案件において堤体（盛土）工事の施工方法（盛土材の水管理、締固め方法、段切り等）・施工監理方法の点検を行い、C/P との協議に基づいて本事業において適用する工法を決定する。

(4) 環境社会配慮

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないと判断されるため、現時点ではカテゴリ B に分類されている。

ただし、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICA に報告すること。保護区との重複や大規模住民移転の可能性等が調査中に判明し、カテゴリ A となる場合には、適宜 JICA と契約変更を行う。

(5) 円借款事業の迅速化及びコスト縮減策の検討

事業実施スケジュールについて、円借款事業の迅速化が求められていること、スリランカ政府は早期実施を目指していることから、本体事業の入札や施工・機材納入等に係る期間の短縮や事業費縮減が期待できる方策について、その実現可能性を精査したうえで積極的に実施機関並びに JICA へ提案することとする。

(6) 技術支援の検討

本事業実施にあたって留意すべき事項、ボトルネックの解消に必要で、本事業のコンサルティング・サービスで実施すべき内容、規模、実施体制を確認する。同内容の検討に当たっては開発調査最終報告書に記載の提案事業を参照すること。なお、本事業内では実施困難な技術的な支援（円借款附帯技術プロジェクト等）が想定される場合には、内容、規模、実施体制等について整理して提案することとする。

(7) 民族間の融和への配慮

スリランカはシンハラ、タミル、ムーアといった複数の民族により構成されており、しばしば民族・宗教間の対立が問題となってきた。本事業ではため池間の水資源の融通にアプローチする性質を有するため、上下流の民族間での紛争リスクへの配慮が必要となる。そのため、開発調査で確認した対象地域における民族・宗教の構成等の基本統計情報のアップデートを図るとともに事業実施上の要配慮事項と必要な対策の分析を行うこととする。

(8) ジェンダー主流化ニーズ

スリランカの農業・灌漑セクターにおけるジェンダー配慮・対策と本事業の関係性等を確認する。また、調査にあたっては、地域、男女別などのデータを可能な限り入手し、本事業におけるジェンダー主流化ニーズへの配慮・対策について確認・分析を行うこととする。

(9) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照

本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(10) 既往案件からの教訓の活用

本調査の実施に当たっては、開発調査の実施結果及び教訓を踏まえて行うこと。

(11) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施にあたっては、JICA 及びスリランカ側関係機関と十分に協議・調整を行うこと。スリランカ側関係機関に関しては、具体的には、本事業で想定される事業実施体制は、上記2.(5)に記載のとおり、MMDE が実施機関として想定されているが、DoI（農業・地方経済・畜産開発・灌漑・漁業・水産資源開発省傘下）及び対象県の出先機関（PDI、DAD）との役割分担を明確化する必要がある。また、農業分野の関

係省庁は多岐に渡ることから、調査期間においても、これら機関との協議、調整を十分行うこと。また、現地調査期間中は JICA スリランカ事務所とも十分な意見交換・調整を行うこと。

(12) 他ドナー支援動向の確認と連携可能性の検討

スリランカ農業・灌漑セクターにおいては、ADB、世界銀行等のドナーが活動していることから、これら他ドナー支援の最新状況について情報収集を行い、事業内容重複の有無や連携可能性について確認する。特に ADB は北中部州灌漑（North Central Province Canal : NCPC）開発にかかるフィージビリティスタディを実施中であることから、調査初期段階に同調査チームから十分な情報収集を行い、必要に応じて同フィージビリティスタディ結果を入手の上、本事業を実施する上での要調整・要連携事項の有無を確認する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、上記「3. 業務の目的」を達成するため、以下の調査を行う。本調査に先んじて実施した各種調査結果及び先方政府から提供を受けた資料・データを詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

① 関連資料・情報の収集・分析等

本事業要請内容、既存の関連資料、データ等を整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある資料・データをリストアップし、調査方法を検討する。

② インセプションレポート（案）の作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポート（案）を作成し、JICA に提出し、基本的了解を得る。

③ インセプション・レポート（案）の説明・協議及びレポートの確定

インセプション・レポート（案）を実施機関に説明・協議し、基本的了解を得るとともに、インセプション・レポートをセットし、C/P 機関及び JICA に提出する。

(2) 事業の背景・必要性の確認

本調査に先立ち実施された上述（1. プロジェクトの背景）の開発調査の結果を最大限活用し、また、スリランカ政府から発表された関連政策・計画等の既存・関連資料・情報の収集や分析を行った上で、以下の項目に沿って本事業実施の必要性、妥当性、緊急性等について確認する。

なお、既存資料だけで分析に必要な情報を取得できない場合には、追加的な情報収集（現地踏査、現地資料の追加収集等）を行うこととする。

① 本事業の要請の経緯・内容

② 事業対象地域の農業セクターの現状と課題

③ 事業対象地域の経済・社会状況（ベースライン・サーベイ）

④ 農業セクターの上位計画・関連計画との整合性

- ⑤ 農業分野の気候変動対策（特に空間情報を活用した収量予測に関するスリランカ政府の取り組み）
- ⑥ 日本の援助方針との整合性（過去の協力支援の経緯、他案件との連携を含む）
- ⑦ 事業対象地域における他ドナーや国際機関等の協力内容（支援実績・見通し）
- ⑧ 事業実施の必要性等

（３）事業対象地域のインフラ整備・維持管理状況

事業対象地域における以下に示す農業関連インフラの整備・維持管理状況について、既存資料及び現地踏査等により確認する。本項目は必要に応じて一部を現地再委託調査で実施することを可とする。

①ため池

開発調査で特定した全ため池（128水系、1,024か所）のうち他ドナーや政府資金を利用して実施中（実施予定）の25水系を除く103水系（具体的なため池数については本項にて確認すること）を対象に、洪水等による危険度の予測や改修計画の検討にあたって必要となる情報を整理したデータベースを作成する。データベースは以下の項目を含むものとする。必要に応じて現地測量調査を行う。

- ア）連珠型ため池システム名、地区名、ため池名、所有者、管理者、及び地区毎の民族・宗教、産業別就業者の状況
- イ）ため池諸元（型式、天端幅、堤高、堤頂長、法勾配、総貯水量、流域面積、満水面積、灌漑受益面積、受益戸数）
- ウ）取水口諸元（型式、個数、取水量等）
- エ）洪水吐諸元（型式、標高、越流幅、設計洪水量等）
- オ）その他設備（底樋、緊急放流設備、水浴び場、水位計・雨量計等）
- カ）改修履歴・計画、維持管理活動状況
- キ）下流の状況（下流100m未満、100～500m未満の浸水区域の住宅等の有無）
- ク）点検結果（堤体、洪水吐及び取水施設、ため池内・周辺斜面、その他）

②用排水路

③農道

④農地

⑤貯蔵施設及び農業機械の利用状況

（４）ため池の点検、改修計画の検討

全ため池を対象に、現地において目視等により以下の項目を確認し、補修・改修の必要性を判定する。現地確認に先立ち、現地においてため池を点検する際の具体的なポイントを整理したチェックシート、点検結果を記録する様式、補修・改修等の必要性の判定基準を作成する。これらの資料はJICA及び実施機関の事前承認を得る。本項における現地確認作業は現地再委託で実施することを可とする。

なお、現地調査の結果、データベースや開発調査の資料（連珠型ため池システムリスト、マップ）に誤りがあると認められる場合には、資料を訂正する。

- ①堤体：堤体法面の陥没や亀裂、湧水や浸食等の変状の有無等
- ②洪水吐及び取水施設：施設の損傷や周辺地盤等の変状の有無等
- ③ため池内・堤体周辺の斜面と法面：流木堆積や斜面崩壊等の有無等

（５）ため池堤体に適用する施工方法の再検討

ため池堤体の亀裂は、中長期的には堤体の崩壊や決壊等の災害に発展する可能性もある。上記（４）の点検の結果を踏まえ、クラックが入っている箇所を選定（近年改修を実施、現地の農業普及員（FO）の協力が得やすい等のクライテリアを設けて選定）し、以下の項目に従って調査を行う。なお、①～③については上記（４）と並行して実施する。④については乾期の２か月間で実施することを想定する。⑤、⑥については本来数年間かけてモニタリングの上検討する必要があるが、本調査の期間が限られているため、④までの結果をもとに調査期間中にC/Pと相談の上、最も優れた工法を提示すること（モニタリングとその結果を踏まえた工法の修正は円借款案件化が実現した後の詳細設計においても確認する）。

- ①ため池堤体のクラック調査（クラックの発生状況を記録等）
- ②クラック発生要因の特定
- ③対策工法を複数（３～５案）検討
- ④ため池堤体で対策工法を施工（例：工法毎に50m等）
- ⑤雨季の間、定期的なモニタリングを実施
- ⑥雨季後（事後）に各工法を評価
- ⑦経済性や施工性も踏まえ、最も優れた工法を選定

（６）農業経営等の状況確認

対象地域における農業生産・経営（農地面積、作付品目・作付面積、単収、生産量、作付率、農家所得を含む）の現状・課題について確認する。その際、同地域の農業所得が低迷している要因・課題について、各工程（生産、収穫、保管、加工、輸送等）及び主体者（農家、農家組織、精米業者等）の観点から整理する。

対象地域における自然災害（洪水、干ばつ等）の発生状況（発生頻度、時期、規模、被害額等）、ため池等施設の被害状況を確認する。

（７）農産物需給・市場・流通の確認

対象地域における主要農産物の需給状況（過去、現在、将来予測等）を整理する。対象農産物の流通実績、需要先（国内、海外）、市場リスク（価格動向等）についても分析し、市場に根差した営農・地域計画を検討する。

（８）農家所得の増大に向けた検討、農業経営モデルの作成

開発調査ファイナル・レポートでは対象地域の農家がNCPCの灌漑用水を適切に活用して収益性の高い農業を実現し、年間50万ルピーの純利益を得ることを目標と掲げているが、本事業のスコープに鑑み、NCPC完成を前提としない所得目標を設定する。目標の設定においては開発調査で提案しているサブプロジェクト群を基本としながら、生産額の増大や生産コストの縮減、関連所得の増大に向けた対応策を検討する。

また、本事業完了後及びNCPC完成後（灌漑用水供給開始後）における農業経営モデルを作成する。農業経営モデルは、受益農家や関係機関が具体的なイメージを持って利益指向型農業に取り組めるように提示するものであり、作付品目、経営規模・作付体系、経営形態（農業従事者数）、農業所得（試算値）を例示する。農業経営モデルは、地域の環境や地理的・経済社会状況等に応じて、複数作成する。

作付計画は、需給状況等を分析し、市場に根差した計画とする。

農業所得は、販売価格や生産コスト等の情報を収集し、事業実施後に見込まれる品目毎の農業所得とそれを積み上げた１農家あたり農業所得を適切に試算する。

農業所得の増大に向けた検討、農業経営モデルの作成にあたっては、開発効果と実現可能性（農家の意向や技術レベルを含む）の両面を十分検討した上で行うこと。

（９）圃場モニタリングシステムの導入可能性確認

農業経営を検討する際には、作物の生育に関する精度の高いモニタリング情報に基づく情報提供が有用となる。農業局は独自に「Croplook」という収量予測システムを導入しているが、現時点では現地のAgricultural Instructor (AI) が現地踏査により得た情報を用いて運用しており、情報発表までの時間差や精度等に課題を抱えている。同分野においてJICAは、中小企業海外展開事業（現「中小企業・SDGsビジネス支援事業」）にて、ビジョンテック株式会社による「農業生産性及び食の安全性の向上を実現する水稲圃場情報提供システム構築のための案件化調査」を実施した。この結果、提案企業の圃場モニタリングシステムについて、①土地利用情報・収穫量データなどの基本地図情報の整備、②農業省肥料事務局による水稲圃場適正施肥指導、③民間農業法人による営農指導や研究開発、④将来的な農業保険の効率的運用において有用であるとの調査結果を得ている。

この結果を踏まえ、農業省が運用するシステムの運用状況を再整理し、本案件におけるシステム導入の可能性について検討・協議を行う。なお、検討に当たってはスリランカに拠点を置く国際水管理研究所（IWMI）と情報共有し、円借款候補案件の事業評価の観点からの将来的な連携の可能性の意見交換を行うこと。

（１０）連珠型ため池システム改修の概略開発計画

連珠型ため池システム（103システム）毎に概略開発計画（営農計画、用水計画、主要工事計画）を作成する。開発計画の作成に当たっては、対象地域における気候変動の影響に十分留意する。

（１１）事業スコープの特定（サブプロジェクトの選定クライテリアの検討）

上記（１０）までの検討を踏まえ、JICA 及びスリランカ側関係機関と十分協議の上、本事業対象サイトの選定基準を明確にした上で、本事業スコープを特定する。本事業は、103水系におけるため池灌漑インフラ整備事業と上記（８）で提案した農業経営モデルを実現するために必要となる技術支援（これらハード整備・ソフト整備の各事業を「サブプロジェクト」という）を想定し、これらサブプロジェクトの選定を事業実施段階で行うセクターローンとしての実施も想定される。プロジェクト型とするかセクターローンとして形成するかについては現地調査開始後 2 か月以内に JICA と協議し、方向性を決定する。事業スコープの特定に際しては、開発調査で特定されたサブプロジェクト群を参照しつつ、セクターローンとした場合の案件枠組みの検討を行う。なお、スリランカ側との協議・検討に当たっては、最終的な枠組み決定は審査時に行われる点について、誤解のないよう留意する。

（１２）インテリム・レポートの作成・説明・協議

（１１）までの調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについてはドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、スリランカ側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(13) 工程の作成

上記、(11)までで選出した対象サイトについて、必要とされる工事(適用される技術基準、概略設計、経済性、施工性、概算工事費)を提案する。最適と評価された対策工事については、仮設を含めた施工計画及び工程の作成を行う。

工程については、事業対象地区の選定、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間／瑕疵通知期間について、月単位のバーチャート(JICAの様式に基づく)により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(IEEの作成・承認や用地取得等を含む)を示した上で、現地の事業実施能力に十分留意の上、スケジュールの妥当性を検討する。必ず複数と比較検討するとともに、クリティカル・パスを明確にすること。また、本案件は現地国内入札を想定していることから、発注機関の調達担当職員のこれまでの調達実績を確認するとともに、複数の施工業者、ローカルコンサルタントにヒアリングを行うことにより実施能力を確認し、現実的な工程を検討すること。

本事業では800地点以上のため池が対象となることから、協力準備調査中に概略設計図を整備することは困難である。そのため本項においては、改修の概略数量(改修ため池数、改修内容(堤体、洪水吐など施設ごとの対応(全面改修、部分改修、補修等)及びその数量(延長、体積等))の算定等を行うとともに、整備に必要となる調達計画、資金計画、その他環境(EIA等)やジェンダーに関する事項等に係る計画案を作成する。

なお、対策工事については、本邦技術の適用の可能性について、経済性、他地域への適用可能性等に留意しながら、幅広く検討することとする。

(14) 本事業実施方法の策定

- ① 本事業の調達方法を含む実施方法について整理する。また、円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、スリランカ実施機関とも協議の上、考え方を整理して「調達方法の留意事項」として別途 JICA に提出する。

ア) スリランカにおける類似事業の調達事情

- (a) 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- (b) 現地コンサルタント(詳細設計、入札補助、施工監理)の一般事情
- (c) 現地施工業者の一般事情(実績、所有する建設機材等)
- (d) 必要な資材及び機材の調達事情

イ) 入札方法、契約条件の設定

- (a) 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針など
(JICAが整備をしているいずれの標準入札書類を採用するかを検討含む)

ウ) コンサルタントの選定方法

- (a) ショートリストの策定プロセス
- (b) コンサルタントのプロポーザル評価方法の検討とその承認にかかる権限・プロセスなど

② 施工業者の選定方針

- ア) PQ: Pre-Qualification 条件の設定
- イ) 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
- ウ) LCB: Local Competitive Bidding の採否
- エ) 入札段階(書類作成、評価等)の承認の権限、プロセスなど

③ 契約マネジメント

施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。

- ④ 本事業の実施期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。
- ⑤ 調達の実施に関して技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。

(15) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記(13)において策定した事業実施スケジュールに合わせ、必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理等)の内容(コンサルタントTOR(案)の作成を含む)及びその規模(配置人月)、コスト内訳について計画する。コンサルタントTOR(案)の作成の留意事項とTORのひな形は別途JICAより提示するので、その指示に従うこと。

(16) 概略事業費の積算

本事業の概略事業費について、以下に従って積算を行う。なお、設計数量及び積算の資料は、全てのバックデータをレポートに付属することとし、設計数量及び積算の考え方を解説すること。

① 事業費項目

基本的に以下の項目に分けて積算を行う。また、以下のうち、下線部については必要に応じてその算出方法等をJICAから指示することがある。

ア) 本体事業費

イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ) 本体事業費に関する予備費

エ) 建中金利

オ) フロント・エンド・フィー

カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)

キ) その他1(融資非適格項目)

(a) 用地補償等

(b) 関税・税金

(c) 実施機関の一般管理費

ク) その他2

(a) 完成後の委託保守費

(b) 初期運転資金

(c) 移転地整備にかかる費用

(d) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

(e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

② 事業費の算出様式

事業費については、別途JICAが提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット(Excelファイル)の様式にて提出する(コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit版WindowsOS(10以上)、64bit版Microsoft Office(2016以上)を推奨。MacOSは推奨しない)。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009

年 3 月版) を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009 年 3 月版) を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(17) コスト縮減策の検討

上記(16)の積算にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式にとりまとめ、提出する。

(18) 事業実施・運営維持管理体制の検討

① 事業実施機関にかかる基礎情報の把握

開発調査で検討した実施体制や制度について確認の上、本事業実施機関に関する基礎情報を確認する。

ア) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制、組織内・政府組織間の調整・意思決定プロセスの確認(法的な位置づけを含む)

イ) 実施機関の財政・予算状況

ウ) 実施機関の会計、経理面の管理能力

エ) 実施機関の技術水準、マネジメント能力(研修・トレーニング制度を含む)

オ) 実施機関の当該類似事業実施の経験・実績

② 事業実施体制

開発計画で確認した実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

ア) 事業実施体制・役割分担の確認(PMU: Project Management Unit 設立等)

(a) メンバー構成(役職、人数、各役職の TOR、経験、実績)

(b) 上記(a)を達成するための人員雇用計画

(c) 意思決定・事務管理体制の検討

(d) 関係機関・監督省庁との連絡体制の検討

イ) 事業実施に関する調整のために必要な委員会のメンバー構成及びその TOR 案

ウ) 事業実施に必要な予算とその資金源の検討

エ) 中央政府から転貸される場合は、その対象事業と転貸条件(返済期間、金利、為替リスク)の確認

③ 運営・維持管理体制

ア) 本事業の運営・維持管理における関係機関の役割分担

イ) 必要な運営・維持管理費用とその資金源の検討

ウ) 運営・維持管理部局の体制

(a) メンバー構成(役職、人数、各役職の TOR、経験、実績)

(b) 上記(a)を達成するための人員雇用計画(ジェンダーに関する課題の抽出を含む)

- (c) 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・人件費
- (d) メンバーへのトレーニング計画
- (e) 運営・維持管理のための基準・マニュアル
- (f) 資機材の保有状況

(19) 事業実施能力向上・事業効果継続のための施策及び技術協力等の検討

上記(18)の調査結果をもとに、事業効果の継続的な発現のための維持管理方法を検討する。その上で、JICAによる実施が必要と想定される技術協力・研修がある場合には、内容について検討し、実施計画案を策定する(内容、規模、実施体制等)。

(20) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

- ① 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下、環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。なお、本調査は現地再委託で実施することを可とする。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等¹
 - (b) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - (c) 関係機関の役割
 - ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
 - エ) 影響の予測
 - オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
 - カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
 - キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)簡易住民移転計画(案)の作成
 - ク) 予算、財源、実施体制の明確化

¹ JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリがB、C もしくはFI であり、相手国法によりEIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者²、協議方法・内容等)

(21) ジェンダー主流化ニーズの確認・分析

ジェンダー主流化ニーズの確認及び分析を行う。

- ① スリランカのジェンダー政策・制度
- ② スリランカ農業セクターにおけるジェンダー関連の施策
- ③ 他ドナーによる類似案件でのジェンダー視点の取組の有無
- ④ 6.(3)の各ため池の調査においては、支援対象地域の社会における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習・男女で異なるニーズや課題、農家組織における女性の参画状況・課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

(22) 気候変動の適応策の検討

本事業は、気候変動の「適応」に資する可能性がある。このため「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT【適応版】)」を活用し、適応策の検討を行い、報告書に取り纏める。

(23) 安全対策検討シート(案)の作成

本事業は、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件に該当する可能性がある。このため、事業実施期間の安全管理体制について、別途JICAが提供する「安全対策検討シート」の様式にて確認・整理する。

(24) リスク管理シート(案)の作成

本事業の実施にあたって予想される事業リスクについて洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階及び案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定及び対応策をまとめ、別途JICAが提供するリスク管理表の様式にて作成する。事業リスクについては、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本業務においてスリランカ政府と十分協議・確認すること。

(25) 運用・効果指標の検討及び経済分析の実施

本事業を①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、本事業完成後約2年を目処とした目標年の目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、目標値の根拠及び値の妥当性についても、JICAと協議の上、スリランカ側関係機関と協議、確認する。将来事業評価を実施するにあたっての留意事項についても整理し、JICAと協議の上、スリランカ側関係機関に提示、意見を求め、整理する。

また、本事業の経済的妥当性を検証するため、経済的内部収益率(EIRR)を算出する。算出にあたっては、JICAから提供される「IRR(内部収益率)算出マニュアル」に準拠するとともに、JICAが確認できるよう、算出の根拠データ・過程をキャッシュ・

² 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

フロー表（エクセルデータ）として整理すること。EIRRについては、費用・便益の項目、算出根拠についてJICA、スリランカ側関係機関と協議するとともに、便益の下方修正、初期投資費用の超過、完成・実施の遅延を踏まえた感度分析も行ったうえで算出する。なお、経済的費用の算定にあたっては、標準変換係数の調査を行うこととし、費用算定の根拠を確認できる内容とすること。

また、上記指標のモニタリングの方法及び実施体制について、JICA及びスリランカ側関係機関と協議し、確認する。

（26）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

（20）までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。JICAの確認を得た上で、スリランカ実施機関に説明・協議し、了解を得る。

（27）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するスリランカ実施機関及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

7. 成果品等

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記（1）6）ファイナル・レポートとする。各報告書のスリランカ政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。発注者への事前提出にあたっては、発注者が内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前の発注者との協議結果が反映され、発注者が了承した内容の報告書が完成するタイミングを意味している。

なお、以下に示す部数のうち、簡易製本するものについては、想定部数であり、スリランカ実施機関との協議、国内の会議等に際し追加的に必要な部数は別途用意すること。

（1）調査報告書

ア) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2019年2月上旬を想定）

部数：英文12部
和文5部（JICA）

イ) インテリム・レポート

提出時期：2019年4月中旬

部数：英文12部

ウ) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2019年8月上旬

部数：英文12部

エ) ファイナル・レポート

提出時期：2019年9月中旬

部数：何れも12部
英文（製本版）
英文（簡易製本版）

英文 (CD-R)
和文要約 (製本版)
和文要約 (CD-R)

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版(英文 12 部)を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- a コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- b 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- c 民間企業の事業や財務に関わる情報

(2) その他の提出物

1) 議事録等

インセプション・レポート、インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートに係る先方実施機関等との協議については議事録 (M/M) を作成し、発注者に速やかに提出する。本議事録については、機構スリランカ事務所とも共有すること。

2) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を発注者へ提出する。

3) リスク管理シート

円借款の事業実施におけるリスクを把握するため、発注者(南アジア部)の指定する様式を使用して、リスク分析を行い、発注者(南アジア部)へ提出する。

4) 当国政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。本文書については、機構スリランカ事務所とも共有すること。

(3) 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、現行の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施機関を含む関係機関への説明・協議の際にはスリランカの意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、スリランカ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナ

ル・レポートについては、調査結果の概要を3～5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。

- ・ ファイナル・レポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・ 報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：灌漑セクターにかかる各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／事業計画(2号)
- 水文／灌漑／水管理(3号)
- 灌漑施設／農村インフラ(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（総括／事業計画）】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑開発の事業計画にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者（水文／灌漑／水管理）】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑事業に関連した水文・水管理にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価対象外
- c) 語学能力：評価対象外

【業務従事者（灌漑施設／農村インフラ）】

- a) 類似業務経験の分野：途上国における灌漑施設設計にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年1月下旬より業務を開始し、2020年9月下旬の終了を目途とする。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 業務計画書 | 契約開始後 10 日以内 |
| (2) インセプション・レポート | 2020 年 2 月上旬 |
| (3) インテリム・レポート | 2020 年 4 月中旬 |
| (5) ドラフト・ファイナル・レポート | 2020 年 8 月上旬 |
| (6) ファイナル・レポート | 2020 年 9 月中旬 |

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 40人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- i) 業務主任者／事業計画 (2号)
- ii) 水文／灌漑・水管理 (3号)
- iii) 灌漑施設／農村インフラ (3号)
- iv) ため池防災／土壌保全
- v) 営農／普及
- vi) 収穫後処理／マーケティング
- vii) 農民組織
- viii) GIS／リモートセンシング
- ix) 積算／施工監理
- x) 環境社会配慮／ジェンダー／紛争予防配慮

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。上記業務に係る経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。

このため、当該経費の見積については参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- 第2章6.（3）事業対象地域のインフラ整備・維持管理状況にかかる各項目の現地調査
- 第2章6.（4）ため池の点検、回収計画の検討における現地確認作業
- 第2章6.（20）に示す環境社会配慮に係る調査のうち、②ア）の環境社会の状況確認

（4）対象国の便宜供与

実施機関となるMMDEから調査団への便宜供与の主な内容は以下の通り。

- 1） 調査に必要な情報、データの提供（他機関から購入しなければならないデータ等については調査費の中に計上すること）
- 2） カウンターパートの配置
- 3） オフィススペースの提供
- 4） 現地調査に必要な許可証等の取得にかかる支援

（5）安全管理

現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置に基づき、スリランカ渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行うこと。なお、安全渡航措置の内容が変更される場合は、その都度JICAから連絡を行う。

3. プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書

には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
注4）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS版）」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html）

- （1）第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- （2）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4）現地再委託を想定する業務（P. 28 2.（3）現地再委託）
- （3）旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。
 - 東京⇒マレ⇒コロンボ（スリランカ航空）
 - 東京⇒バンコク⇒コロンボ（タイ航空）
 - 東京⇒香港⇒コロンボ（日本航空／キャセイパシフィック）
- （4）消費税及び地方消費税（税率10%）を含めて見積もって下さい。

6. 参考資料等

- （1）配布資料
 - ① スリランカ政府との協議記録（Aide-Memoire）
 - ② 気候リスク評価・適応策検討のガイダンス

(2) 公開／閲覧資料

- ① 「北中部乾燥地域における連珠型ため池灌漑開発計画プロジェクト」ファイナル・レポート
本編
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036428.html>
別添資料
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036430.html>
- ② 乾燥地域の灌漑農業における総合的管理能力向上計画終了時評価報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016171.html>
- ③ 「農業生産性および食の安全性の向上を実現する水稲圃場情報提供システム構築のための案件化調査業務完了報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036262.html>
- ④ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/
- ⑤ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>
- ⑥ 協力準備調査の設計・積算マニュアル
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html
- ⑦ 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ⑧ コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/>
- ⑨ ODAの点検と改善 2007
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/ugoki/tenken_kaizen/
- ⑩ IRR（内部収益率）算出マニュアル
http://intra/data/das/dasos_open/My_web/sitsumusanko/IRR/【セット】IRR算出マニュアル.pdf
- ⑪ コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他(迅速化の取り組み)	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／事業計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：水文／灌漑・水管理	(12)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：灌漑施設／農村インフラ	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 案件名 |
| 2 | 対象国名 | 国名（地域名） |
| 3 | 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 | 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部南アジア第三課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約の分割）

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (2) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (3) 第○期 : 00年0月～00年0月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

（契約約款の変更）

第●条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第●条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第○条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第○次中間報告書の作成
(中間成果品：第○次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-